

# 特殊詐欺被害防止対策機器の購入費を補助します！

市では、振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害を未然に防止するため、高い抑止効果が期待できる、特殊詐欺被害防止機能がついた電話機器等の購入費を補助します。



【補助対象者】 ※下記のすべての要件を満たす人が対象となります。

- 本市に住民登録があり、現に市内に居住している方
- 満65歳以上の方のみの世帯に属する方 又は 日中において満65歳以上の方のみとなることが常態である世帯に属する方
- 対象者又は対象者と同じの世帯に属する者にかかる市県民税等に滞納がない方
- 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方

## 【対象となる電話機器等】

公益財団法人 全国防犯協会連合会が推奨する固定電話機又は電話機に接続して用いる機器（※）で、次のいずれかの機能を有するもの

- 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- 迷惑電話番号データベースに登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否又は着信ランプ等で警告表示する機能

※ <http://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html> で確認いただけます。



注意：機器の設置で全ての特殊詐欺被害が防げるわけではありません。

【補助金の額】 ※新品購入に限る。

- 電話機器等の購入及び設置に要する費用の2分の1（100円未満切捨て）
- 上限5,000円

※裏面で申請に必要な書類と申請方法を記載しております。

# 申請に必要な書類と申請方法

## 1 申請受付期間

令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日 まで

\*令和3年4月1日以降に購入した電話機器が補助の対象となります。

\*購入日から6月以内に申請してください。

## 2 必要書類

(1) 申請書 (窓口又は市のホームページから入手できます。)

(2) 申請書添付書類

①領収書その他の支払いを証する書類 (品名又は品番が確認できるもの)

②機器設置後の写真

③購入した機器の機能が確認できる取扱説明書等の写し

④その他市長が必要と認める書類

## 3 申請の流れ

(1) 電話機器等の購入・設置



(2) 必要書類を地域福祉高齢課に提出してください。



(3) 補助要件等を審査し、交付の可否を通知します。



(4) 交付決定の場合、請求書を提出してください。



(5) 請求書に基づく補助金を交付します。



【問い合わせ・申請受付窓口】

瑞穂市地域福祉高齢課

☎058-327-4126